汚泥再生処理センター整備・運営事業
実施方針に対する質問・意見への回答

令和８年９月１０日

穂高広域施設組合

汚泥再生処理センター整備・運営事業実施方針に対する質問・意見への回答

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項	回答
1	8	2(2) ア.(ア)	応募者の構成	本事業は地域の重要な社会インフラ整備事業であり、工事期間中のみならず、供用開始後の維持管理や緊急時対応を見据えた地域との連携体制の構築が不可欠であると考えます。 しかしながら、現行の実施方針案ではプラントメーカ単独での応募が可能となっており、地域企業が事業に参画する機会が十分に確保されないことが懸念されます。地域経済への貢献、地元企業への技術移転、人材育成、さらには災害時等における迅速な対応体制の確保という観点から、本事業においては地元企業を構成員に含む共同企業体（JV）での応募を必須要件としていただくよう要望いたします。特に地元に根差した企業が事業へ参画することは、事業期間中の円滑な施工のみならず、完成後の安定的な施設運営及び地域社会との良好な関係構築にも資するものであり、本事業の目的達成に大きく寄与するものと考えます。	本事業において、地域企業の参画は、地域経済への貢献、地域雇用の創出、人材育成、災害時の対応力向上及び地域との連携強化の観点から重要であると認識しております。 一方で、本事業は汚泥再生処理センターの設計・建設から長期にわたる運営・維持管理までを一体的に実施するDBO方式による事業であり、民間事業者の有する技術力、創意工夫及びノウハウを最大限活用することを目的としております。このため、応募者の構成については、事業者選定における競争性及び公平性を確保する観点から、特定の企業形態や構成を必須要件とはせず、広く事業者の参画を可能とする方針としております。 なお、地域企業の活用や地域経済への貢献については、重要な要素であると考えており、地域企業との連携、地域雇用の創出等に関する事項ついては、適切に評価いただけるよう事業者選定委員会に諮ります。

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項	回答
2	9	2(2) ウ.(ア)b	プラントの設計・建設業務を担う者	要件bに「清掃施設工事に係る経営事業審査結果の総合評定値が、一定水準以上であること」とありますが、一定の水準をご教示ください。	総合評定値の水準については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。
3	9	2(2) ウ.(ア)e	プラントの設計・建設業務を担う者	監理技術者について、設計期間(工場製作期間)と現地工事期間でリレーは可能でしょうか。	設計期間（工場製作期間）と現場工事期間における監理技術者の変更は可とします。
4	9	2(2) ウ.(ア)e	プラントの設計・建設業務を担う者	監理技術者について、設計期間の配置技術者は非専任でもよいでしょうか。	監理技術者は、建設業法その他関係法令に基づき配置するものとし、設計期間における専任は必要としません。その場合、設計期間における責任者として、設計管理技術者等を別途配置してください。
5	9	2(2) ウ.(ア)e	プラントの設計・建設業務を担う者	監理技術者の施工経験について、担当技術者としての経験も認めていただけますか。	担当技術者としての経験も認めます。
6	10	2(2) エ.	運営業務を担う企業の要件	施設の安定稼働、維持管理水準の向上のため、運営業務のうち施設運転管理業務の運転管理業務を専門とする企業への再委託を認めていただくことを要望いたします。	再委託については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項	回答
7	10	2(2) エ.	運営業務を担う企業の要件	「代表企業また構成員のうち、運営業務を担う企業は、次の各号の要件を全て満たすこととします」とありますが、要件(ア)、(イ)は代表企業また構成員のどちらか、もしくは2社以上合わせて要件を満たせば良いという理解でよろしいでしょうか。	運営業務を担う企業の要件については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。
8	10	2(2) オ.	共同企業体の設立に関する要件	「設計・建設業務を実施するため」とありますが、「運営業務を実施のため」に共同企業体の設立を認めていただくことを要望いたします。 また、運営業務を実施のために設立する共同企業体は「(カ)組織市町村内に本社または本店を有する企業を必ず含むものとする。」を除外していただけますでしょうか。 コスト縮減のため、特定目的会社を設立せず、共同企業体による運営業務の実施が望ましいと考えています。	運営業務を実施するための共同企業体の設立については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。
9	13	2(3) エ.(イ)	価格以外の要素及び価格要素の審査	価格要素の審査において、建設工事に係る費用は定量化限度額の設定を要望いたします。 著しい低価格での受注により、下請企業への過度な価格転嫁や施工品質の低下、安全衛生上のリスク増大により事業全体の健全な遂行に影響を及ぼすことが危惧されます。	価格要素の審査については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項	回答
10	13	2(3) 審査及び選定	エ.（イ）価格以外の要素及び価格要素の審査	価格以外の要素の審査において、組織市町村内企業への発注金額等を審査する項目が設定される場合、履行状況の確認する仕組みを設定するともに、提案内容と著しい乖離が認められた場合の措置を設定していただけますでしょうか。 過大な組織市町村内企業への発注金額の提案が行われることにより、入札の公平性が失われることが危惧されます。	価格以外の要素の審査については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。
11		別紙2 本事業に係るリスク分担	1 全般 物価変動	費用増大リスクは、民間事業者側に一定の範囲内は分担されていますが、範囲をご教示ください。	費用増大リスクの範囲については、事業者選定委員会に諮り、入札公告時に示します。